

2010年8月31日

郵便事業株式会社

平成23年度 年賀寄附金及びカーボンオフセット年賀寄附金配分団体の公募

郵便事業株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 鍋倉眞一）は、平成23年度年賀寄附金配分団体及びカーボンオフセット年賀寄附金配分団体の公募を2010年10月1日（金）から開始いたします。

寄附金付年賀はがきによる年賀寄附金助成は、昭和24年の始まりから数えて今年で62年目を迎え、62年という歴史を刻む中で、日本固有の寄附文化に発展してきました。寄附金付年賀はがきは戦後の社会経済の復興という時代背景のもとで、国民の福祉の増進を図ることを目的として発行され、昭和24年にはお年玉付郵便葉書等に関する法律が制定されました。平成3年には寄附金付年賀切手も発行され、これまでに寄せられた寄附金総額は約463億円に上ります。

お預かりしました寄附金は、総務大臣の認可を経て、法律で定められた10の分野の事業を行う全国各地の社会福祉施設等をはじめとする多くの非営利団体に配分され、個々の分野で様々な事業活動の展開に役立てられています。寄附金は地域及び社会の発展、環境保全に大きく貢献し、果たしてきた役割は非常に大きいものがあったと考えます。

また、近年においては地球温暖化、気候変動が大きくクローズアップされ、その環境問題に対する弊社の取組施策として、地球温暖化防止を推進するプロジェクトを支援し、京都議定書で定められた日本の温室効果ガス排出削減目標である「マイナス6%」達成に貢献する「カーボンオフセット年賀寄附金配分事業」を開始しました。これまでに寄せられた寄附金総額（弊社からのマッチング寄附金を含む。）は約4億6千万円に上り、先駆的な寄附金配分事業を行っています。

皆さまからのより多くの、社会の変化とその課題に挑戦する素晴らしい事業申請を期待し、お待ちしておりますとともに、これまでに多くの寄附をお寄せいただいた皆さま方の心優しい温かいお力添えに心から感謝申し上げます。

そして、今後とも皆さまのご期待にお応えするためにも、なお一層の努力をしてまいります。

1 配分助成事業

(1) 年賀寄附金配分助成事業

ア 配分対象団体及び事業

日本の非営利法人（社会福祉法人、更生保護法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人、NPO法人）とし、社会福祉の増進、青少年の健全育成、地球環境保全等の「お年玉付郵便葉書等に関する法律」（昭和24年11月14日法律第224号）により定められた次の10の分野の事業を行う団体を対象とします。

- (1) 社会福祉の増進を目的とする事業
- (2) 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業
- (3) がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業
- (4) 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業

- (5) 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業
- (6) 文化財の保護を行う事業
- (7) 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
- (8) 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業
- (9) 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
- (10) 地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業

イ 配分事業プログラム

配分事業プログラムは次の5つのプログラムです。

- (1) 活動・一般プログラム
- (2) 活動・チャレンジプログラム
- (3) 施設改修プログラム
- (4) 機器購入プログラム
- (5) 車両購入プログラム

申請金額の上限は、1件あたり500万円とし、活動・チャレンジプログラムについてのみ50万円とします。

ウ 平成23年用配分申請における特に留意する事項

昨年実施した以下の留意事項を引き続き実施します。

- ・ 「車両購入」助成において、環境に配意した、かつ新たな付加価値、先駆性、波及性のある他のモデルとなるような活動につながる環境対応車の導入を推奨します。
- ・ 地域に根ざした活動をしている団体との連携を積極的に進めていくため、郵便事業を活用あるいは協働した「活動・チャレンジプログラム」の申請を支援します。

(2) カーボンオフセット年賀寄附金配分助成事業

ア 配分対象団体及び事業

日本の非営利法人(公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人、NPO法人)とし、「お年玉付郵便葉書等に関する法律」(昭和24年11月14日法律第224号)にある地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図る事業を行う団体を対象とします。

イ 配分事業プログラム

(1) カーボンオフセット事業助成プログラム

CO2削減プロジェクトにより発行された排出権を取得し、平成23年度中に国の償却口座に移転していただきます。申請金額の上限は設定いたしません。

(2) 地球温暖化防止活動事業助成プログラム

上記(1)を申請される団体の中で、希望により、森林育成やCO2削減に結びつく活動・啓発等、地球温暖化防止につながる活動について助成します。申請金額の上限は1件あたり500万円とします。

ウ 対象とする排出権

国連に認証された途上国における温室効果ガス削減・吸収プロジェクトであるクリーン開発メカニズム(CDM)から得られる排出権(CER)を従来取得・償却の対象又は国内で実施される温室効果ガス削減・吸収プロジェクトから得られる排出権(J-VÉR)を対象とします。これにより、国内外の排出権(CERとJ-VÉR)により、京都議定書で定められた日本の排出削減目標である「マイナス6%」達成に貢献することとします。

エ その他

(1) エコ・アクション・ポイントの導入

エコ・アクション・ポイントとは、温室効果ガスの排出削減に資する商品・サービスの購入・利用や省エネ行動によりポイントが貯まり、そのポイントの量に応じて、商品等の経済的価値のあるものと交換できる仕組みです。

昨年は切手SHOPからの購入について同ポイントを付与しましたが、今回は年賀特設サイト「郵便年賀.jp」(<http://www.yubin-nenga.jp/>)からの購入についても付与することとします。

(2) 平成 22 年度配分事業結果

平成 22 年用カーボンオフセット年賀寄附金額（カーボンオフセットかもめ〜るも含む）は 7,743 万円となり、それに郵便事業株式会社からの同等額のマッチング寄附金をあわせて、寄附金の総額は 1 億 5,650 万円となりました。

また、地球温暖化防止活動助成プログラムについては、郵便事業株式会社からカーボンオフセット年賀の寄附金とは別に 3,800 万円の寄附を行うこととなりました。

なお、平成 21 年度カーボンオフセット年賀寄附金総額 1 億 5,141 万円により償却した CO2 総量は約 41,186t-CO2 で、カーボンオフセットはがき 1 枚で約 2.8Kg の CO2 を削減した結果となりました。

2 配分申請の受付期間

平成 22 年 10 月 1 日（金）～同年 11 月 30 日（火）まで（当日消印有効）

3 配分申請書類

本日より、日本郵政ホームページ (<http://www.japanpost.jp/pressrelease/>) 及び日本郵便ホームページ (http://www.post.japanpost.jp/whats_new/index.html) に掲載します。

4 配分申請書類の送付先

〒100-8798 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 2 号
郵便事業株式会社 経営企画部 環境・社会貢献室

(参考)

年賀寄附金ホームページ <http://www.post.japanpost.jp/kifu/index.html>

カーボンオフセット年賀特設ホームページ <http://www.carbonoffset-nenga.jp/>

年賀特設サイト「郵便年賀.jp」 <http://www.yubin-nenga.jp/>

以 上

【添付】

年賀寄附金配分申請資料

資料 1	年賀寄附金配分申請要領
資料 2-1	申請書様式 1 活動・一般プログラム
資料 2-2	申請書様式 2 活動・チャレンジプログラム
資料 2-3	申請書様式 3 施設改修
資料 2-4	申請書様式 4 機器購入
資料 2-5	申請書様式 5 車両購入
資料 3	「活動」助成対象経費項目と基準

カーボンオフセット年賀寄附金配分申請資料

- 資料 4 [カーボンオフセット年賀寄附金配分申請要領](#)
- 資料 5 - 1 [申請書様式 1 カーボンオフセット事業助成プログラム](#)
- 資料 5 - 2 [申請書様式 2 地球温暖化防止活動事業助成プログラム](#)
- 資料 6 [活動助成対象経費項目一覧](#)